

Q4. 「選択一時金」ってなに？一時金と年金どちらが得なの？

A

損得はありません。ご自分の納得できるほうをお選びください。

選択一時金とは

- ・ 10年以上で退職または60歳到達となり、基金の独自給付である加算部分を終身の「加算年金」で受給することになった方がこれに該当します。
(加算対象期間が10年未満の方は対象ではありません)
- ・ 終身でうけることが決定した「加算年金」の半分または全部を申出により、現金化して一時金として受けとるのが「選択一時金」です。
(いったん一時金選択すると年金に戻すことはできません)

選択できる時期は

- ・ 「退職時または加算年金の支給開始」から「加算年金の受給開始から20年を経過」するまでのあいだに基金に申出したときです。
このあいだであれば、いつでも申出することができます。

選択一時金の額は

- ・ $\text{加算年金額} \times \text{年金原価率} = \text{選択一時金額}$ となります。
- ・ 加算年金の保証期間は20年です。
「申出時の年齢」または「申出時の加算年金支給済み期間」に保証期間の年金原価率をかけるため、加算年金の全部を選択しても加算年金額の20年分にはなりません。(原価率の係数は最高で12.22)

選択の損得 と 選択の状況

- ・ ご自分の加算年金額を調べて、加算年金の「20年分」と「選択一時金額」を比較します。算出のルールは、前述の原価率を勘案したものですから損得はありません。ただ、試算してみると選択一時金の額が思いのほか少ないと思われるかもしれません。これは基金の予定利率の設定が高水準であることの裏返しといえるでしょう。

例えば、50歳で退職した時に加算年金額が20万円として、
選択する内容ごとにそれぞれを比べると次のようになります

- ・ 50歳の退職時に全額を一時金選択すると、約147万円 (20万円×7.3489)
- ・ 60歳で全額を一時金選択すると、約244万円 (20万円×12.2241)
- ・ 60歳から年金受給して70歳で全額を一時金選択すると、約354万円
(20万×10) + (20万×7.7089)
- ・ 60歳から年金で終身受給すると、80歳で総額400万円 (20万円×20)
(以後も終身で年20万)

これらをご自分の生活設計に合わせて選択してください。

詳しくは「基金の年金・一時金」の「選択一時金」をご参照ください。